⑺　空中線電力の値によって、それぞれ次のとおりとする。

ア　空中線電力が等価等方輻射電力100μW以下の無線設備の場合

算出した上側又は下側隣接チャネル漏えい電力比に空中線電力（等価等方輻射電力）を乗じて測定値とする。

イ　空中線電力がア以外の無線設備の場合

上側及び下側隣接チャネル漏えい電力（給電点電力）をμW単位で記載する。

5　試験結果の記載方法

⑴　空中線電力が等価等方輻射電力100μW以下の無線設備の場合

上側及び下側隣接チャネル漏えい電力（等価等方輻射電力）をμW単位で記載する。

⑵　空中線電力がア以外の無線設備の場合

上側及び下側隣接チャネル漏えい電力（給電点電力）をμW単位で記載する。

6　その他

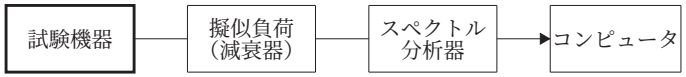
⑴　４の搬送波周波数は、割当周波数とする。

⑵　３⑵において、標準符号化試験信号による変調ができない場合は、実運用状態において隣接チャネル漏えい電力が最大となる符号を用いることができる。

⑶　隣接チャネル漏えい電力が最大になる符号の設定が不可能であって、バーストごとに変調符号が異なる場合には、スペクトル分析器を２⑵のように設定して表示モードをマックスホールド状態の設定のまま10回以上の送信（波形が変動しなくなるまで）を行うことにより、隣接チャネル漏えい電力が最大になる符号に代えることができる。

八　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　副次発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	９kHzから搬送波周波数の10倍以上まで
分解能帯域幅	９kHzを超え150kHz以下の場合は１kHz、150kHzを超え30MHz以下の場合は10kHz、30MHzを超え１GHz以下の場合は100kHz、１GHzを超える場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	９kHzを超え150kHz以下の場合は１kHz、150kHzを超え30MHz以下の場合は10kHz、30MHzを超え１GHz以下の場合は100kHz、１GHzを超える場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

全時間にわたり連続受信できる状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　空中線電力が等価等方輻射電力100μW以下の場合

ア　スペクトル分析器を２⑴のように設定し、副次発射の振幅の最大値を探索する。ただし、探索した副次発射の振幅値を用いて、次式で算出した等価等方輻射電力P_Oの値が設備規則に規定する許容値を満足するときは、この値を測定値とし２⑵の測定は行わない。

$$P_O = P_P + G_R$$

P_P：スペクトル分析器による副次発射の測定値（dBm）

G_R：副次発射周波数における受信空中線の絶対利得（dBi）

G_Rは、提出された書面の値を用いる。

イ　探索した副次発射振幅値から算出した等価等方輻射電力P_Oが、設備規則に規定する許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の周波数の精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHz、１MHzと順次狭くして、副次発射の周波数を正確に測定する。スペクトル分析器を２⑵のように設定し、副次発射の振幅の平均値（バースト波の場合は、それぞれのバースト内の平均値とする。）を測定する。

この値を用いてアの式で等価等方輻射電力P_Oを算出して測定値とする。

⑵　空中線電力が⑴以外の場合

ア　スペクトル分析器を２⑴のように設定して掃引し、副次発射の振幅の最大値を探索する。

イ　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10以下のときは、探索値を測定値とする。

ウ　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10を超えたときは、周波数掃引幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を測定する。次にスペクトル分析器を２⑵のように設定し、平均化処理を行って平均電力を測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　空中線電力が等価等方輻射電力100μW以下の場合

ア　４で測定した１GHz以下の周波数における副次発射の電力の最大の１波を等価等方輻射電力に換算し、周波数とともにμW／100kHz単位で記載する。

イ　４で測定した１GHzを超える周波数における副次発射の電力の最大の１波を等価等方輻射電力に換算し、周波数とともにμW／１MHz単位で記載する。

⑵　空中線電力が⑴以外の場合

ア　設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

イ　設備規則に規定する許容値の１／10を超える場合は、すべての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

6　その他

⑴　擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。

⑵　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器等を使用することができる。

⑶　試験機器の状態が連続受信状態にできない場合は、間欠受信状態とすることができる。ただし、２⑴において掃引モードを連続掃引、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで測定し、設備規則に規定する許容値を超える場合は、４⑴イと同様に掃引周波数幅を狭くして副次発射周波数を正確に測定する。次に２⑴において掃引周波数幅を10MHz程度とし、掃引モードを連続掃引、表示モードをマックスホールドとして測定する。空中線電力が等価等方輻射電力100μW以下の場合は、この値を用いて４⑴アの式で等価等方輻射電力P_Oを算出して測定値とする。

⑷　単向通信方式を用いる無線設備等であって受信装置を有しない場合は、副次的に発する電波等の限度の測定は行わない。